

魚津市告示第10号

魚津市行財政改革推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成31年2月18日

魚津市長 村椿 晃

魚津市行財政改革推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 社会経済情勢の変化に伴い、多様化・高度化する市民ニーズに的確に対応した質の高い行政サービスを効果的に提供できるシステムを構築するとともに、行財政改革を積極的に推進するため、魚津市行財政改革推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、市の行財政改革に関して協議し、魚津市行財政改革推進委員会に報告するとともに同委員会の意見を聴き、その意見の反映に努めるものとする。

(組織)

第3条 協議会は、会長、会長代理及び委員をもって組織する。

2 会長は副市長を、会長代理は企画総務部長をもって充てる。

3 委員は、次の者をもって充てる。

(1) 民生部長、産業建設部長、議会事務局長、企画総務部企画政策課長、企画総務部総務課長、企画総務部財政課長

(2) その他職員から会長が任命した者

(職務)

第4条 会長は、協議会を総理する。

2 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、企画総務部総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。